

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお申出ください。
ご不明な点等がある場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。
※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichida.co.jp/>
東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。
上記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)
事故は 119番・110番
0120-119-110
受付時間●24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出は営業課支社にて承ります。
関西営業第一部営業第二課
TEL.06-6910-5013
化学産業営業部営業第一課
TEL.03-3285-1831
受付時間●平日:午前9時~午後5時

社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)
東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>
0570-022808
受付時間●平日:午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
〒530-8565大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) TEL.06-6365-4091

〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
〈担当課〉
関西営業第一部営業第二課 〒540-8505大阪市中央区城見2-2-53
化学産業営業部営業第一課 〒100-8050東京都千代田区丸の内1-2-1

セキスイ保険サービス株式会社
(西日本)TEL.06-6365-4091 (東日本)TEL.03-5521-0760

セキスイハイムのオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト住まいの保険(住まいの保険および地震保険)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいには末永いゆとりと安心を…。

建物はもちろん、家財に対しても
住まいの保険と地震保険を
総合的にお考えください。

ご存知ですか?

ポイント1 住まいの保険は火災だけではなく、水濡れ・盗難などの家庭での日常リスクも補償されます。

ポイント2 家電製品や衣類・食器などは、建物の保険では補償されません。

ポイント3 地震を原因とする火災は、住まいの保険では補償されません。



住まいの保険『建物』

※詳しくは5~6ページをご参照ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償!
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。

必要に応じて「さまざまなオプション」をお選びいただけます。

補償は「再取得価額」ですので、ご安心ください。



「再取得価額」とは…

支払限度額(保険金額)を限度として同等の新築建物等を再取得するために必要な金額です。

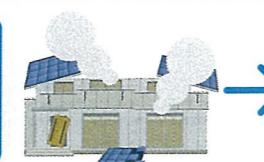
※建物の保険の対象には、門、塀、垣や外灯などの敷地内に所在する屋外設備を含みます。

【全損時の保険金支払いに関する特約】

全損時(建物の損害額が再取得価額の80%以上)には、建物の支払限度額(保険金額)をお支払いいたします。

※ただし、「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とします。

損害額が
再取得価額の
80%以上



建物保険の支払限
度額(保険金額)を
全額お支払い

住まいの保険『家財』

※詳しくは5~6ページをご参照ください。

大切な家財もしっかりと補償!
思いもよらないリスクから家族の必需品を守ります!

建物の保険では家財は補償されません。家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です!

ご夫婦とお子様2名(世帯主の年齢30歳代)でお住まいの方の一例で、再取得価額で算出したものです。

キッチン、バスルーム

食器戸棚	11万円
冷蔵庫、オーブン	23万円
食器類、調理器具	25万円
食堂テーブル・いす	10万円
洗濯機	12万円
その他	29万円
計 110万円	



リビングルーム

応接セット、サイドボード	25万円
じゅうたん・カーテン等	10万円
テレビ・DVD	42万円
CD・ステレオ	28万円
パソコン・プリンター等	48万円
その他	25万円
計 178万円	

和室

和・洋タンス、整理タンス	44万円
婦人和服	120万円
紳士・婦人コート、スーツ、他衣類	466万円
寝具(客用含む)	14万円
本棚・書籍	19万円
化粧台・化粧品一式	25万円
その他	110万円
計 798万円	

なんと
合計1,289万円

建物の面積による ご契約金額の目安

33m ² 未満	560万円
33~66m ² 未満	920万円
66~99m ² 未満	1,160万円
99~132m ² 未満	1,510万円
132m ² 以上	1,840万円

※家財の補償額は1口:100万円~99口:9,900万円まで口数で設定し、設定した範囲内で実際の損害額(修理費)を免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。

※高額貴金属等(1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等)は1事故あたり合計100万円まで補償します。

また追加の保険料をいただくことで、補償額を500万円または1,000万円に増額することも可能です。

※併用住宅の場合、追加の保険料をいただくことで、設備・什器も補償することが可能です。

設備・什器は建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

※詳しくは7~8ページをご参照ください。

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します!

住まいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災等の損害については保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。



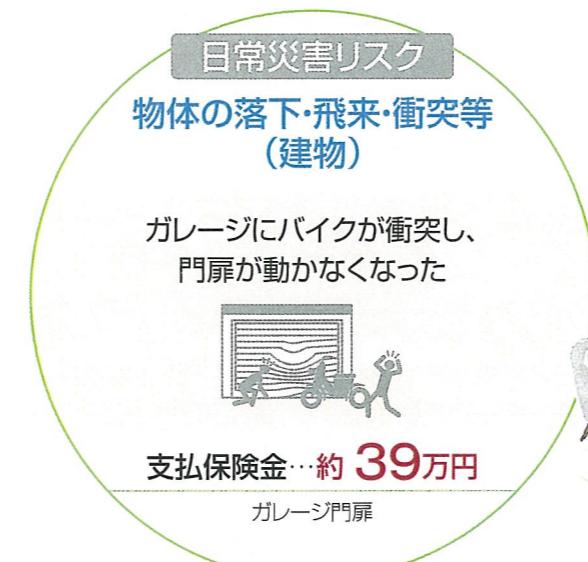
セキスイハイムオーナーのみなさまへ
大切な住まいには未永いゆとりと安心を…。

セキスイグループの総合サポートで
保険をより身近で、
より安心にお届けします。

「セキスイハイムオーナーズ保険」は
セキスイハイム・ツーユーホームをお建ていただいたオーナー様のために
ご用意させていただきました住まいの保険です。
万一、事故の場合には
セキスイグループ一丸となって安心サポートをご提供いたします。



セキスイハイムで、過去に起った事例のご紹介
例え…こんな時、保険でいくら補償されるの?!



※ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

建物・家財にかかるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかりと補償します。

3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険』

実際にかかった損害額(修理費)を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、お客様のご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

マークのご説明

契 契約概要
ご契約いただく保険の特に重要な情報です。

注 注意喚起情報
お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。

申込書等での確認項目
申込書等で確認していただきたい項目です。右下の数字は、申込書の番号です。

商品のしくみ

契

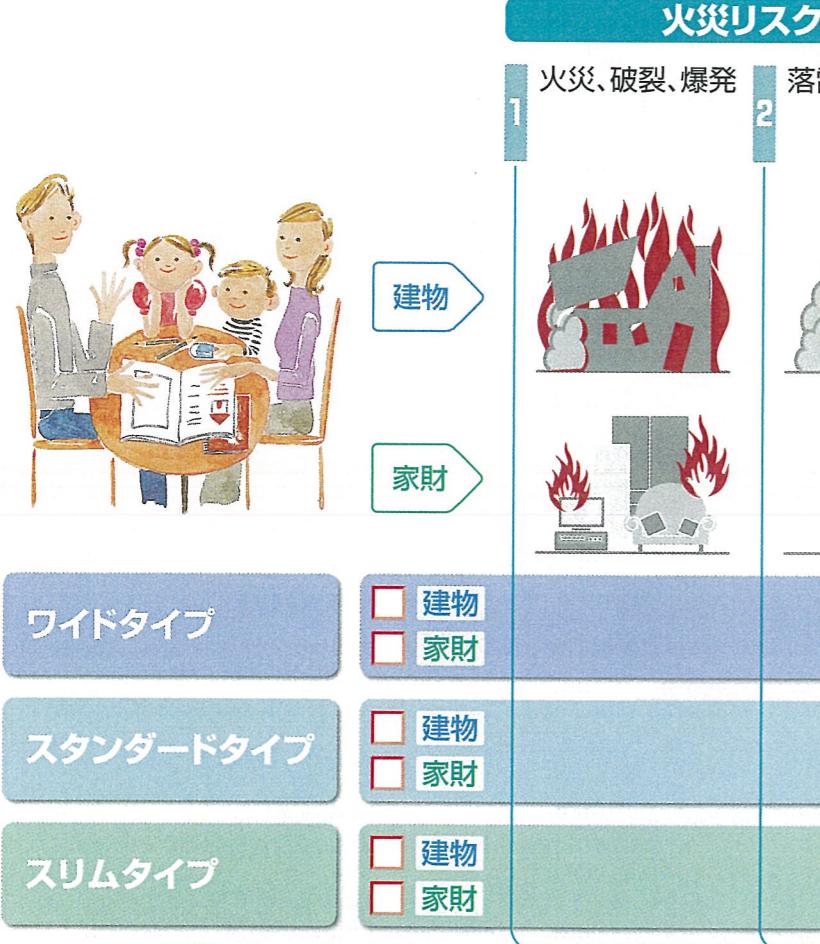
東京海上日動の「トータルアシスト住まいの保険」は火災や風災等の災害からお守りします。また、2つのアシストで日常生活もサポートします。

住まいの保険で、火災や風災などの災害から守ります。

地震保険で地震からも守ります。

2つのアシストで、日常生活もサポート。

住まいの保険
2つのアシスト



1～10のリスク共通の免責金額(自己負担額)は**5,000円**です。

お支払いする保険金は(損害額(修理費)-免責金額(自己負担額))^{*4}です(支払限度額(保険金額)を上限とします。)。

免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

*4 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

*1

- ①床上浸水または
- ②地盤面から45cmを超える浸水または
- ③損害割合が30%以上の場合に補償します。

*2

- 給排水設備に生じた事故による水漏れ、または他の戸室で生じた事故による水漏れをいいます(ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます)。

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
※家財保険をご契約の場合のみ補償します。

家財の破損等リスクを補償する場合は、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)は50万円です。また、家財の保険期間が6年以上のご契約の場合、家財の破損等リスクは保険期間を通して補償しません。

*3

建物電気的・機械的事故の補償を外すことともできます。

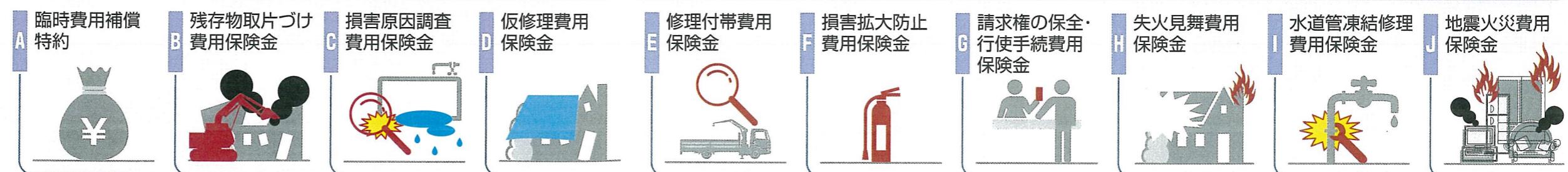
さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1～9)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。※E～Gの費用

※お支払いする保険金の概要については11～12ページをご参照ください。

の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします)。

費用リスク



Option

さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

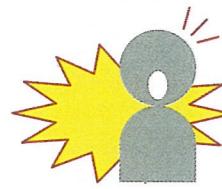
思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。

□ 賠償責任リスク

個人賠償責任補償特約 *1 *2

他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します(国内外の事故を補償します)。国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

支払限度額(1事故あたり)
国内: 1億円
国外: 1億円

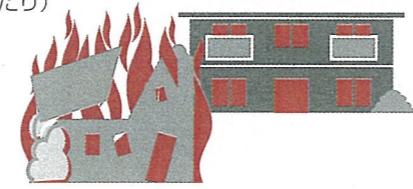


□ その他のリスク

類焼損害補償特約 *3 *4

ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で充分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額(1事故あたり)
1億円



*1 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、特約の補償内容を十分ご確認ください。

*2 この特約は「本人」の指定が必要です。「本人」とは主契約の被保険者または契約者で、かつ保険の対象である住宅に居住している方となります。

*3 この特約をご契約いただく場合には、原則「個人賠償責任補償特約」とあわせてご契約いただけます。

*4 この特約は専用住宅物件のみご契約いただけます。

お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます)。

損害の程度	認定の基準*5			お支払いする保険金の額
	建物	家財		
全損	建物の時価の 50%以上 <small>主要構造部*6の損害額が</small>	建物の延床面積の 70%以上 <small>焼失または流失した床面積が</small>	家財全体の時価の 80%以上 <small>家財の損害額が</small>	地震保険保険金額の 100% (時価*7が限度)
半損	建物の時価の 20%以上50%未満 <small>主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して</small>	建物の延床面積の 20%以上70%未満 <small>床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合</small>	家財全体の時価の 30%以上80%未満 <small>家財の損害額が</small>	地震保険保険金額の 50% (時価*7の50%が限度)
一部損	建物の時価の 3%以上20%未満 <small>床上浸水</small>	全損・半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上30%未満 <small>家財の損害額が</small>	地震保険保険金額の 5% (時価*7の5%が限度)

*5 建物の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

*6 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施工令に掲げる構造耐力上重要な部分をいいます。

構造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・デシオ・クレスカーサ・シェダン・ノースワード 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユ・ミオーレ 等	外壁、内壁、基礎、屋根

*7 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成23年6月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。

『地震保険』もあわせて万一の備えを!

地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。

●保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

保険金をお支払いする主な場合

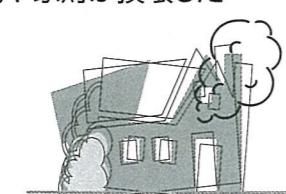
保険の対象に地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって損害が起ったときに保険金をお支払いします。

□ 地震リスク

地震による火災で建物や家財が焼失した



地震で建物や家財が損壊した



津波によって建物や家財が流失した



地震等を直接または間接の原因とするや火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

●地震保険は住まいの保険とあわせてご契約いただけます(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です)。

●地震保険の保険金額は、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定いただけます(ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります)。

●一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。14ページをご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害*8
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起った損害
- 地震等の際ににおける保険の対象の紛失または盗難 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

*8 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

地震保険料控除証明書

●ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」は、住まいの保険証券に添付されます。

※ご契約時に「Web証券」をご選択いただいたお客様には「保険証券」は発行していませんので、「地震保険料控除証明書」は別途送付いたします。

●翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、ご契約の内容によりお送りする時期が異なります。

ご契約の始期月が1月から9月の場合……各始期応当月*9

ご契約の始期月が10月から12月の場合……10月下旬頃

●紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

*9 ご契約内容のお知らせや地震保険継続証(自動継続特約を付帯されている場合)と一緒にお送りします(なお、満期月の属する年に払込まれた地震保険料につきましては、ご契約の始期月を問わず10月下旬頃にお送りします)。

『水災』補償のご説明

自然災害リスク

4

建物

家財

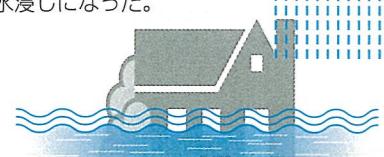
豪雨などによる水害への備えは大丈夫ですか？

『ワイドタイプ』または『スタンダードタイプ』なら水災の損害もしっかり補償します！

水災は、河川や海岸沿いだけで起こるのではありません!! 集中豪雨でも水災損害を受ける場合があります！

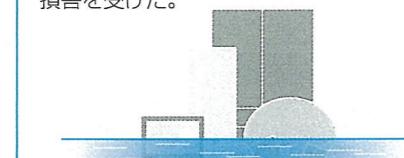
都市型集中豪雨が発生

庭にある排水管に大量の雨水が入り込み排水機能を超えて排水管から排水が逆流し、**床上浸水**となつたために建物と家財が水浸しになった。



家屋に水が入り込んだ

豪雨によって道路の排水溝で処理しきれず溢れて建物居住部分に雨水が流れ込み、**床上浸水**となつたために置いてある家財に損害を受けた。



豪雨による崖崩れが発生

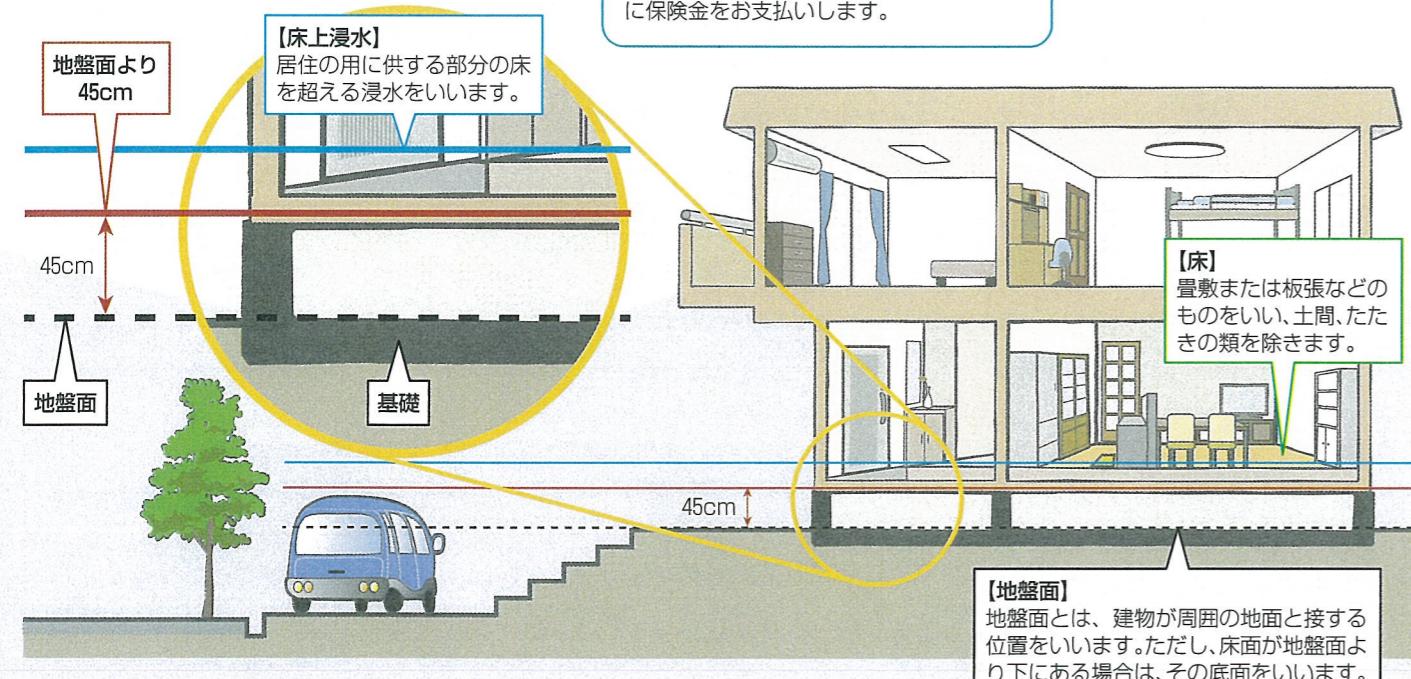
豪雨によって地盤が緩み、家の背後にある崖が崩れ、土砂により建物が押ししづぶされてしまった。



このようなさまざまな場合での水災の危険に十分に備えるために、**水災補償**をおすすめします!!

お支払いする保険金

損害額(修理費) - 5,000円(免責金額(自己負担額))
※支払限度額(保険金額)を上限とします。



お住まいの地域のリスクをご存知ですか?
是非、ご確認ください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト
<http://disaportal.gsi.go.jp>

水災による損害の程度

以下のいずれかの場合
①**床上浸水**のとき
②**地盤面より45cmを超える浸水**のとき
③**損害割合が再取得価額の30%以上**のとき
に保険金をお支払いします。

『建物付属機械設備等 電気的・機械的事故補償特約』のご説明

日常災害リスク

10

建物



建物付属機械設備のトラブルは身近に起こります！

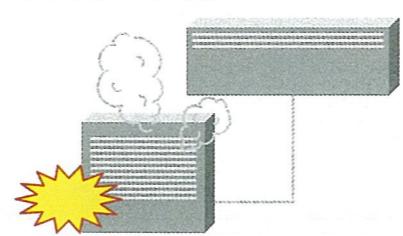
『ワイドタイプ』なら建物付属機械設備の電気的・機械的事故の損害もしっかり補償します！

建物に付属した機械設備(空調設備、電気設備、給排水・衛生・消火装置等)に生じた偶然な外因の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故による損害を補償します。

建物に付属した機械設備には思いがけない事故が起こる場合があります！

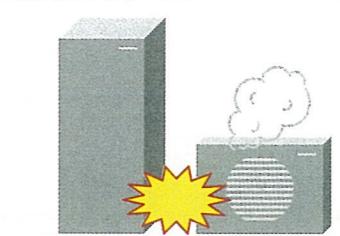
エアコンが効かない

エアコンの室外機内の部品が損傷して、冷風が出なくなった。



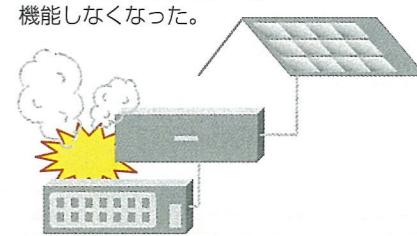
エコキュートのお湯が出ない

エコキュートの内部部品が損傷して、お湯が出なくなった。



太陽光発電が機能しない

屋根上のモジュールの電極故障によりパワーコンディショナーが機能しなくなった。



建物付属機械設備等 電気的・機械的事故補償特約の対象範囲

建物に付属し、建物の機能を維持する以下のような住宅設備機器類等が対象となります。

アンテナ設備

太陽光発電システム

分電盤

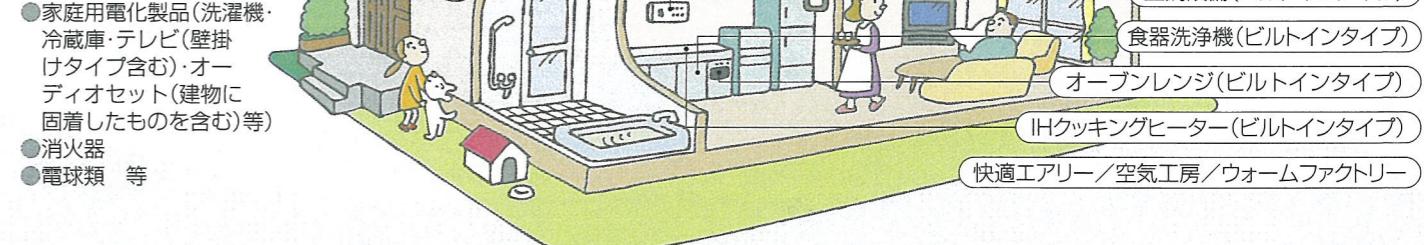
浴室乾燥機

エコキュート

インターフォン

下記に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

- 家庭用電化製品(洗濯機、冷蔵庫、テレビ(壁掛けタイプ含む)、オーディオセット(建物に固定したもの含む)等)
- 消火器
- 電球類 等



保険金をお支払いする主な場合

上記「対象範囲」記載の建物付属機械設備等に電気的・機械的事故による損害が生じた場合、損害保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

損害額(修理費) - 5,000円(免責金額(自己負担額))
※支払限度額(保険金額)を上限とします。

保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等による損害
 - 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任*1を負うべき損害
 - 不当な修理や改造によって生じた事故
 - 消耗部品*2および付属部品の交換
 - コンピュータープログラム、インプットデータ等コンピューターソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等
- *1 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- *2 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球等をいいます。



大阪市北区付近
浸水の深さ
0.1~0.5m
0.5~1.0m
1.0~1.5m
1.5~2.0m
2.0~2.5m
2.5~3.0m
3.0~4.0m
4.0~5.0m
5.0~6.0m

※地図の表示は概算になります。

お支払いする保険金の概要

契

普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金

普通保険約款で規定する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水漏れ等、騒じょうまたは労働争議等、盗難、破損等)※によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
※保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。

残存物取扱費用保険金

損害が生じた保険の対象の残存物の取扱に必要な費用

損害原因調査費用保険金

損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)

仮修理費用保険金

損害が生じた保険の対象の仮修理の費用(修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)

修理付帯費用保険金

- 損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)
- 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用)
- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)
- 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)

損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)

請求権の保全・行使手続費用保険金

他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用

失火見舞費用保険金

建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣など第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。

水道管凍結修理費用保険金

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。
建物:半焼以上(20%以上の損害)
家財:家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金

建物に付属した機械設備が、電気的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。1事故あたり建物の支払限度額(保険金額)を限度とします。
※破損等リスクを補償している場合にご契約いただけます。

個人賠償責任補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害賠償金

日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。

損害防止費用

損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。

請求権の保全・行使手続費用

他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。

緊急措置費用

損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち次の②または①に該当する費用をお支払いします。

②応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用

①あらかじめ東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用

その他の費用

「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。

類焼損害等補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

類焼損害保険金

お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします(法律上の損害賠償責任の有無は問いません)。

臨時費用補償特約でお支払いする保険金

臨時費用保険金

事故によって損害保険金が支払われる場合(通貨等の盗難、破損等を除きます。)に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。1事故あたり保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円を限度とします。

家財補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金

保険の対象である家財が、建物内で、普通保険約款で規定する事故(保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。)によって保険の対象に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

※「残存物取扱費用」「損害原因調査費用」「損害の範囲を確定するために必要な調査費用」「仮修理費用」等は、上記「普通保険約款でお支払いする保険金」と同様です。

ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

以下の①～⑨については申込書等に記載されている番号と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。ご不明な点や疑問点がありましたら、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

*「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

1 被保険者(補償を受けられる方)



被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有主義の場合には、すべての所有者をご指定いただけます。なお、賠償責任などの特約をご契約される場合は、被保険者本人のご指定が必要です。

2 保険の対象の所在地・物件種別・構造級別



保険の対象の所在地について

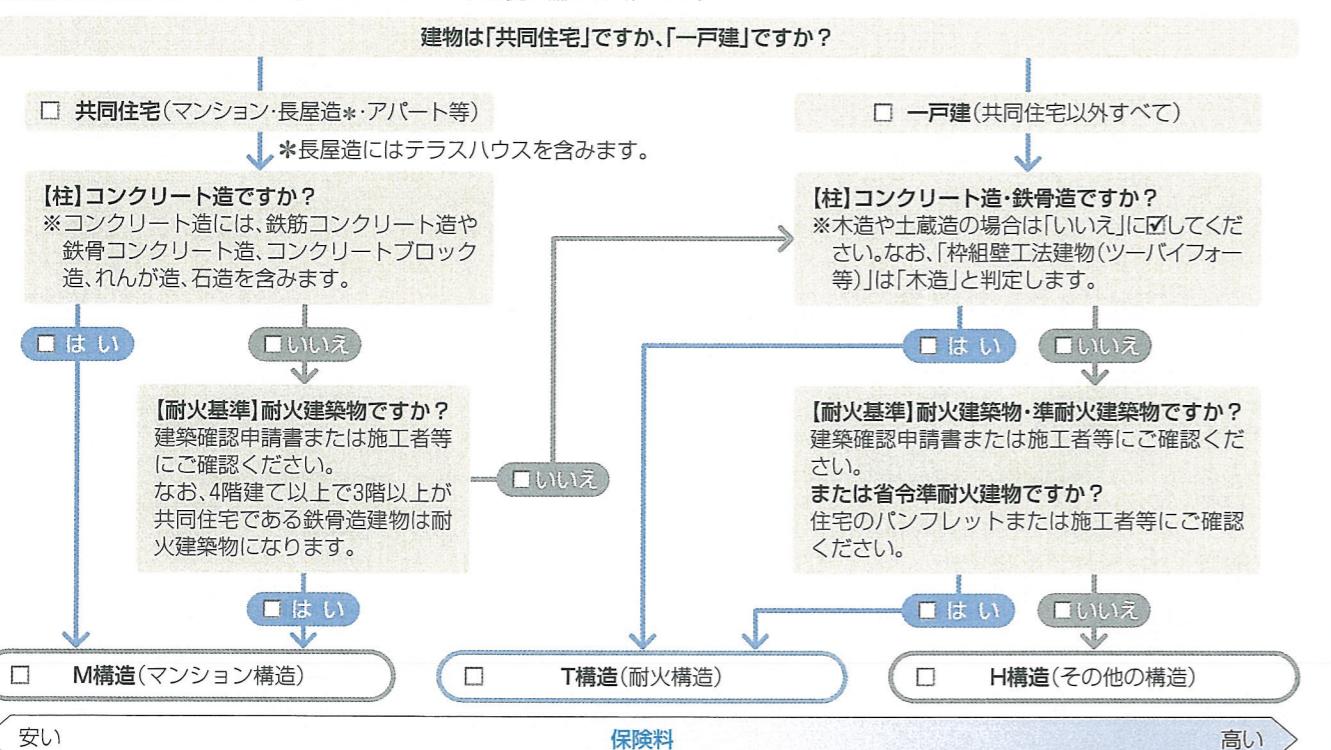
保険の対象となる建物(または家財等を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別にご指定いただけます。

物件種別(専用住宅・併用住宅)について

専用住宅…住居のみに使用する建物です。
併用住宅…住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業にも使用する建物です。用途(事業の内容)に応じてご契約時に必ず職業区分を選択していただけます。

*住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、東京海上日動よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

構造級別判定フローチャート フローチャートに従い図してください。



「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定する上で重要な項目です。以下の事項をご確認の上、「構造級別判定フローチャート」に従って、必ず☑してご確認ください。保険の対象が「家財」等の動産である場合は動産を収容する建物をいいます。

構造級別判定のしくみ

建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。

例えば、以下のような場合には「木造」であっても「T構造(耐火構造)」になります。

①建築確認申請書の第4面【耐火建築物】欄に「準耐火建築物」と記載または☑されている。

②施工者から「省令準耐火建物*1」に該当していると言われている。

*1 「省令準耐火建物」は建築確認申請書に記載されませんので、施工者にご確認ください。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、施工者等といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります(住宅のパンフレット等で確認できることもあります。)。

*建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

3 評価額の算出・支払限度額(保険金額)の設定



住まいの保険の場合

建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。

再取得価額

保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

建物の評価額の算出方法は以下の通りです。

①年次別指数法：建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含まれません。)。

②新築費単価法：専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m²)単価を面積に乗じて算出します。

③その他の方法：上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には「その他」と表示されます。)。

※門、堀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含めません。

支払限度額(保険金額)の調整に関する特約

6年以上の保険期間でご契約いただいた場合、東京海上日動は建築費または物価の変動等により、保険の対象の支払限度額(保険金額)に規定する支払限度額(保険金額)を調整する必要が生じた場合、保険契約者への通知を行うことにより、支払限度額(保険金額)を妥当な金額に調整し、相当する保険料を返還または請求することができます。

支払限度額(保険金額)の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際に受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう決めてください(設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。)。

建物

評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*2

家財・設備・什器

ご希望に応じて1口単位で支払限度額(保険金額)を設定します(1口は100万円。5口の場合は500万円。所有されている金額がご不明な場合は下記*3をご参照ください。)*4 *5 *6

*2 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。

*3 家財について、所有されている金額がご不明な場合は、下記の目安を参考にして支払限度額(保険金額)を設定してください。

家財の所有金額の目安

33m²未満 560万円

33～66m²未満 920万円

66～99m²未満 1,160万円

99～132m²未満 1,510万円

132m²以上 1,840万円

*4 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。

*5 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。追加の保険料をいただくことで、500万円または1,000万円に増額する事が可能です。ご希望される場合はセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご相談ください。

*6 保険期間が5年の場合、破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)は50万円となります。

地震保険の場合

保険金額の設定について

建物・家財

建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。また、事故が発生した場合には、実際の損害額(修理費)ではなく、損害の程度に応じて地震保険の保険金額の一定割合を時価を基準とした額を限度にお支払いします。

*既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細はセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にお問い合わせください。

4 地震保険の割引制度について

なります。)。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料*7のご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出をいただいた日以降の保険期間について適用されます。

①免震建築物割引:30%

(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)
住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

②耐震等級割引:等級に応じて10%・20%・30%

(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)
●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合

●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合

③耐震診断割引:10%

(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)
地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合

④建築年割引:10%

(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約に適用)
昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合
上記①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。

詳しくはセキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

*7 所定の確認資料とは以下のものをいいます。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、当該住宅に関する保険証券等(写)を確認資料とすることができます。

免震建築物割引・耐震等級割引

●建設住宅性能評価書(写)(未交付の場合は、設計住宅性能評価書(写))

●耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。)

●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)および②「技術的審査適合証」など免震・耐震性能が確認できる書類(写)

*「認定通知書」など上記①のみをご提出いただいた場合には、耐震等級割引(20%)が適用されます。

耐震診断割引

●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)

●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書)

建築年割引

●建物登記簿等(写)、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等(国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等)が発行する書類(写)(建築確認申請書(写)など公的機関等に届けた書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。)

●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

*ただし、いずれの資料も記載された建築年月により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。

5 保険料の払込方法等(保険期間・責任開始日時)

保険料の払込方法について

住まいの保険の保険料の払込方法は一時払となります。地震保険は、保険期間が5年の場合は一時払、6年以上の場合は口座振替による保険期間1年の自動継続となります。

(*口座振替の場合)払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。東京海上日動に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引き落しができませんのでご注意ください。

「トータルアシスト住まいの保険」は、通常ご契約時の保険料は口座振替でのお支払いとなります。セキスイハイムオーナーズ保険ではセキスイハイム各社にて管理していますお客様の諸費用預り金から保険料相当額を充当します。

地震保険をセットでご契約の場合(保険期間中に中途付帯する場合を含みます。)などには、口座振替依頼書を別途ご提出ください。次年度以降の保険料はご指定の口座から振替します。

保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間)

自動継続となる地震保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末※8まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときは、保険金をお支払いせず、ご契約を解除させていただくことがあります。

*8 ご契約者の故意・重過失がない場合に限ります。

保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について
セキスイハイムオーナーズ保険では保険期間は5年から36年の整数年で設定してください。なお、東京海上日動の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

6 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

7 補償プランのご確認

ご契約される"補償プラン"について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。
※"保険の対象とするもの"、"保険期間"、"支払限度額(保険金額)"、"補償内容"、"特約"等につきましては、申込書等の"補償プラン"の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

保険料について

保険料は支払限度額(保険金額)、保険期間、建物の所在地、構造等により異なります。具体的な保険料についてはセキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

8 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。すべての内容を記載しているものではありません。
※お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に掲載している普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

住まいの保険の場合

- 契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
- 地震等によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震等によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
- 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災
- 給排水設備事故に伴う水漏れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
- 偶然な事故による破損等のうち、次のもの

- 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの
- 自然の消耗または劣化
- 建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣
- すり傷、かけ傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
- 電気的または機械的事故(特約により補償できる場合があります。)
- 保険の対象の置き忘れや紛失
- 液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
- 以下の家財や身の回り品に生じた事故・携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- 設備・什器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物
- データやプログラム等の無体物

地震保険の場合

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起つた損害
- 地震等の際ににおける保険の対象の紛失または盗難 等1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

82 告知義務・通知義務等

注

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店のセキスイ保険サービスには、告知受領権があります。)。

通知義務

申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約のセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご契約のセキスイ保険サービスまたは東京海上日動ご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合は、あらかじめご連絡ください。
- 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。
- ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- 事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

83 補償の重複に関するご注意

注

被保険者またはその家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することができます。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

9 地震保険に関するご確認

注

地震保険の"ご加入の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財(高額貴金属等を除く)であること"等については、申込書等の"補償プラン"の欄に記載されています。ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。

※地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄(地震保険確認欄)」にご署名(法人の場合はご捺印)が必要です。

ご契約のしおり(約款)・保険証券の発行について

「ご契約のしおり(約款)」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり(約款)

「Web約款(ご契約のしおり(約款))を東京海上日動のホームページ上で閲覧いただく方法」または「冊子での送付」

保険証券

「Web証券(保険証券を発行せずにご契約内容を東京海上日動のホームページ上で閲覧いただく方法※9)」または「書面での発行」

*9 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」をご選択いただけません。通常どおり書面で保険証券を発行します。また、質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき質権者様へのお知らせ(ご契約の内容)については通常どおり書面で発行します。

「Web証券」をご選択いただいたお客様は、東京海上日動のホームページ内の契約者さま専用ページでご契約内容をご確認いただくことになりますので、専用ページのID・パスワードやご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ※10」をお送りします。大切に保管してください。

*10 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

なお、東京海上日動では、「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、「Green Gift」プロジェクトを推進しています。



詳細は東京海上日動ホームページをご参照ください。

(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)

*10 「Web約款」を新規にご選択いただいたお客様は、東京海上日動より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。

個人情報の取扱い

満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

●満期返れい金・契約者配当金はありません。

●解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約時にご契約者または被保険者(補償を受けられる方)に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動はご契約を取り消すことができます。

●以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。

●ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合

●以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。

●ご契約者や被保険者(補償を受けられる方)が東京海上日動にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

●この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者(補償を受けられる方)に詐欺の行為があった場合 等

その他ご契約時にご注意いただきたいこと

①ご契約手続きから1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、東京海上日動にお問い合わせください。

②セキスイ保険サービスおよびセキスイハイム各販売会社は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、セキスイ保険サービスと有効に成立したご契約については、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

③損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。

④個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません(平成23年6月現在)。

⑤地震保険料控除の対象となるのは、今年(1月から12月まで)払込みいただいた地震保険料です。

※初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約(12月始期の口座振替のご契約等)の場合は、保険証券に添付されている証明書はご使用できません(控除証明書の「控除対象保険料」には「円」と表示されます)。翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の地震保険料控除にご使用ください。

⑥建物をご契約される場合、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合は東京海上日動でのお引受けができないことがあります。

⑦現在のご契約を満期日を待たずして解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

⑧返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。

⑨新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

⑩ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。

⑪住まいの保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。

⑫この保険商品に関するお客様とのお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

⑬申込書等をセキスイ保険サービスまたは東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までにセキスイ保険サービスまたは東京海上日動に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただきます。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後だからこそ、必ずご理解していただきたい大切な情報です。

1 クーリングオフしたいとき(クーリングオフ説明書) 注

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約^{*1}ができる制度のことをいいます。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

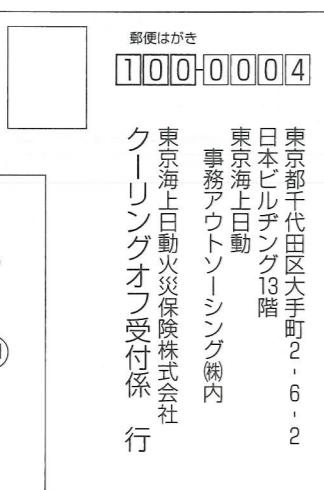
保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可。)であれば、ご契約のお申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に東京海上日動あてに必ず郵便にてご通知ください(下記の(記入例)をご参照ください)。

ご契約を申し込みされたセキスイ保険サービスでは、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

(記入例)



下記の保険契約を クーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自宅 () 勤務先 ()
●申込日:
●保険種類:住まいの保険
●証券番号*2:
●ご契約の営業店:
●ご契約の代理店:

*2 申込書控の右上に
記載しております。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、東京海上日動およびご契約のセキスイ保険サービスはクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日からご契約の解約までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

クーリングオフできない場合

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

●保険期間が1年または1年に満たないご契約(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)

●営業または事業のためのご契約

●法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約

●通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約

●金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等) 等

2 解約されるとき(解約と解約返れい金) 注

ご契約を解約される場合は、ご契約のセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、東京海上日動の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。
- 地震保険の保険料については、解約された月の翌月以降も引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

3 事故が起ったとき

①事故が発生した場合には、直ちにご契約のセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。なお、火災事故が発生した場合、身の安全を確保のうえ、消防署への連絡、消火活動、近隣への避難勧告等の初期対応を行ってください。

②個人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償する特約(オプション)をご契約の場合、賠償事故にかかる示談交渉は必ず東京海上日動とご相談いただきながらおおすすめください。

③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

④保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

⑤保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合^{*3}、ご契約は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しないかぎり、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません。

*3 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払に関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。

⑥損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、11ページの「費用保険金」をご確認ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等 注

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人^{*4}、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*5}まで補償されます。

●地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

*4 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。

*5 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
日常の暮らしにもゆとりと安心を…。

『2つのアシスト』

「おからだのもじも」や「暮らしのトラブル」もサポート。

「セキスイハイムオーナーズ保険」に個人でご契約のお客様とご家族みなさまのためのサービスです。すべてのご契約をご利用いただけます。

※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

メディカルアシスト 0120-708-110 受付時間24時間365日

被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合ご利用いただけます。東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院・患者移送手配

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。

※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。



事故防止アシスト

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

(ご利用にあたっては保険証券記載の証券番号とパスワードが必要となります。)

情報サイト「セイフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

【ご契約内容メモ】

	住まいの保険支払限度額・保険期間	タイプ	地震保険金額・保険期間	特 約
建物	()万円 () 年	<input type="checkbox"/> ワイド <input type="checkbox"/> スタンダード <input type="checkbox"/> スリム	()万円 () 年	<input type="checkbox"/> 個人賠償責任 <input type="checkbox"/> 類焼損害
家財	()万円 () 年	<input type="checkbox"/> ワイド <input type="checkbox"/> スタンダード <input type="checkbox"/> スリム	()万円 () 年	<input type="checkbox"/> 個人賠償責任 <input type="checkbox"/> 類焼損害